



2026 年 7 月 13 日

各 位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(コード 8739 東証プライム市場)

当社の完全子会社であるスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来2号投資事業有限責任組合（通称：日本モノづくり未来2号ファンド）が発行済株式の全てを所有する Gerbera holdings 株式会社による株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けに係る買付条件等の変更に関するお知らせ

スパークス・グループ株式会社の完全子会社であるスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来2号投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有する Gerbera holdings 株式会社は、株式会社メタルアートの普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、添付のとおり、本公開買付けにおける買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては 2026 年 7 月 13 日公表の添付資料をご参照ください。

（添付資料）

2026 年 7 月 13 日付「株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

- 本件に関するお問い合わせ先
スパークス・グループ株式会社 広報室
pr_media@sparxgroup.com



2026 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 Gerbera holdings 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 水谷 光太

株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Gerbera holdings 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 5 月 14 日、株式会社メタルアート（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、コード番号：5644、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 5 月 15 日より本公開買付けを実施しております。

対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、①本公開買付けにおける対象者株式の 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 7,600 円から 7,713 円に変更した上、変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないこと、②買付予定数の下限を 867,000 株（所有割合：30.29%）から 849,600 株（所有割合：29.68%）に変更すること、並びに③本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 2026 年 7 月 28 日まで延長し、合計 52 営業日とすること、及び法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはないことを決定いたしました。

これに伴い、2026 年 5 月 14 日に公表した「株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 6 月 25 日付「株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

また、変更箇所につきましては、下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（3）買付け等の概要

（変更前）

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 5 月 15 日（金曜日）から 2026 年 7 月 <u>13</u> 日（ <u>月</u> 曜日）まで（ <u>42</u> 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金 <u>7,600</u> 円
買付予定数	1,825,640(株)
買付予定数の下限	<u>867,000</u> (株)（所有割合（注）： <u>30.29</u> %）
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が 2026 年 5 月 14 日付で公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆



	様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。
決済の開始日	2026 年 <u>7</u> 月 <u>21</u> 日（火曜日）
公開買付代理人	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

(注) 「所有割合」とは、対象者が 2026 年 5 月 14 日に公表した「2026 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (3,157,382 株) より、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (294,742 株) を控除した株式数 (2,862,640 株) に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式（所有割合：30.29%）及び本不応募株式（下記「2. 本公開買付けの概要」において定義します。所有割合：36.23%）に係る所有割合は 66.51% になります。

(変更後)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 5 月 15 日（金曜日）から 2026 年 7 月 <u>28</u> 日（ <u>火</u> 曜日）まで（ <u>52</u> 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金 <u>7,713</u> 円
買付予定数	1,825,640 (株)
買付予定数の下限	<u>849,600</u> (株)（所有割合（注）： <u>29.68%</u> ）
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	対象者が 2026 年 5 月 14 日付で公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は 2026 年 7 月 13 日開催の対象者取締役会において、 <u>本公開買付条件変更（下記「2. 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じとします。）に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。</u>
決済の開始日	2026 年 <u>8</u> 月 <u>4</u> 日（火曜日）
公開買付代理人	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

(注) 「所有割合」とは、対象者が 2026 年 5 月 14 日に公表した「2026 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (3,157,382 株) より、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (294,742 株) を控除した株式数 (2,862,640 株) に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式（所有割



合：29.68%）及び本不応募株式（下記「2. 本公開買付けの概要」において定義します。所有割合：36.23%）に係る所有割合は65.91%になります。

2. 本公開買付けの概要 (変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格（下記にて定義いたします。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はいたしません。

<中略>

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,627円に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付条件変更前の本公開買付価格（下記にて定義いたします。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はない旨を公表いたしました。



上記の公開買付期間の延長を決定した後、公開買付者は、引き続き対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視して参りましたが、上記の公開買付期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本公開買付条件変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えました。公開買付者は、かかる考えの下、2026年7月8日及び13日、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨とともに公開買付期間を2026年7月28日まで延長する旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更することを検討している旨を対象者に伝達いたしました。

これに対し、対象者は2026年7月13日開催の対象者取締役会において、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格（7,600円）が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、対象者の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであること等を踏まえ、本公開買付価格を7,713円とするとともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更する提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付者は、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、公開買付期間を2026年7月28日まで延長して合計52営業日とすることを決定いたしました（買付予定数の下限の変更と併せて、以下「本公開買付条件変更」といいます。）。また、公開買付者は、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更する旨を決定いたしました。

<中略>

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,691円に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

4. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (変更前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式



併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026 年 7 月下旬頃を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は 2026 年 9 月中旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<中略>

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 9 月中旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(変更後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026 年 8 月上旬頃を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は 2026 年 9 月下旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<中略>

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 9 月下旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。



以 上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。